学生各位

学生部学生課

## 2020年度 前期授業料等の延納手続きの延長について

やむを得ない事情により 2020 年 4 月 30 日 (木) までに授業料等の納入が困難な場合、4 月 20 日 (月) 正午までに延納申請をしていただくようご案内をしていました。緊急事態宣言の発出に伴い、4 月 18 日 (土)  $\sim$ 5 月 6 日 (水) まで大学施設内の入構が禁止となり、事務室も閉室します。そのため、延納の申請期間を 5 月 8 日 (金) 正午まで、延長いたします。

また、当初延納許可者には5月中旬に通知書を郵送する予定でしたが、6月上旬に通知書を郵送させていただきます。

## 【延納の申請方法】

- ①. 学内ポータルのメニュー「学費延納WEB申請」に必要事項を入力して、最終画面(申請用紙)を印刷してください。
- ②. 印刷した申請用紙に本人および保護者がそれぞれ自筆で記名・押印した上で、 学生課宛に郵送してください。

(申請用紙の提出方法は原則、郵送でお願いいたします。)

- ※ 延納の申請期間 4月1日 (水) 9:00 ~ 5月8日 (金) 正午 (この申請期間内に上記①②を完了してください)
- ③. 延納の許可者には 6月上旬に通知書を郵送します。7月20日(月)までに前期授業料を納入してください。

以上